

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当部長・課長  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業調整課長  
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部  
下水道企画課  
企画指導室企画専門官  
下水道事業課  
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 252 について  
(令和4年10月分)

1. 維持管理作業事故

令和4年10月は4件(死亡:0件、負傷:4件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ同数でした。

負傷事故の事例として、処理場内における脱硫塔内の脱硫剤交換のため、作業員1人が塔内に立ち入る際、硫化水素濃度が10ppmを下回る必要があるところ、13ppmと超過していましたが、事前に塔内の点検口を開けて換気等を行っていたことから、塔内の濃度が下がるものと考え、再度濃度を確認せずに塔内に立ち入ったことで、硫化水素中毒の疑いにより意識を失う事故が発生しました。有毒ガスに関連する事故については、「送泥ポンプ場内作業における安全の確保について」(令和4年8月22日付事務連絡)により、死亡事故を踏まえて注意喚起を行っているところです。

下水道管理者におかれましては、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年9月30日労働省令第42号)や「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」(平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会)に基づき、安全管理の徹底をお願いします。

2. 工事故

令和4年10月は8件(死亡:0件、負傷:7件、物損:1件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ同数でした。

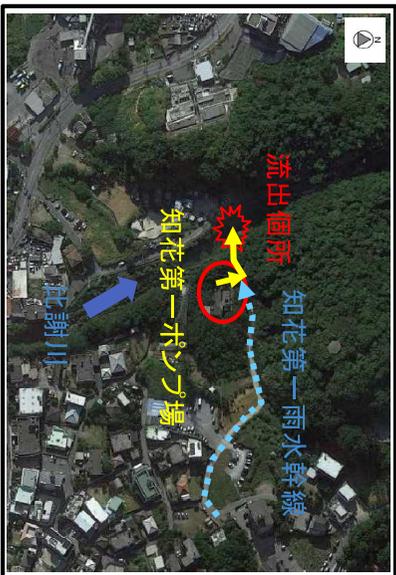
負傷事故の事例として、処理場内において、測量作業員が敷地面から突出した管廊上部にあるトップライトのコンクリート枠上で測量機材の設置作業をしていたところ、バランスを崩してトップライトを突き破り、管廊床面までの高さ7.0mから墜落する事故が発生しました。トップライトからの墜落事故については、「処理場等の維持管理作業における安全の確保について」(令和3年10月25日付事務連絡)により、死亡事故を踏まえて注意喚起を行っているところです。

下水道管理者におかれましては、「下水道維持管理指針 総論編 マネジメント編

知花第一ポンプ場におけるポンプ停止による河川への汚水流出事案(R4.8.17 沖縄市)



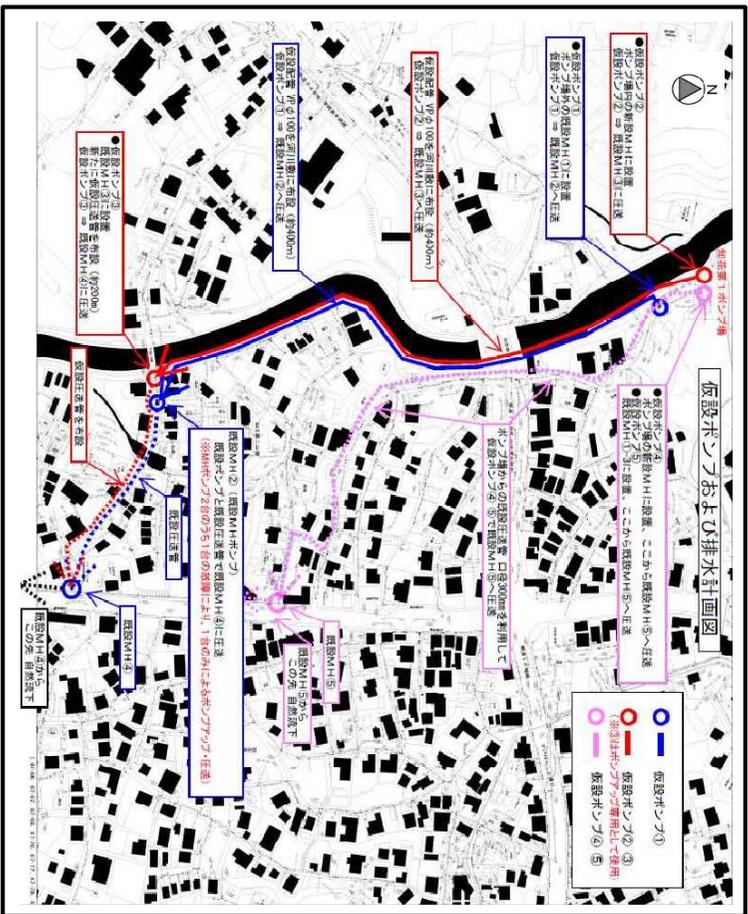
【位置図】



【流出状況写真】



【応急復旧図】



(写真提供: 沖縄市)

「2014年版」(平成26年9月(公社)日本下水道協会)等を参考として、処理場の危険箇所の把握、委託先への指導を行うなど、処理場内作業における安全管理の徹底をお願いします。

### 3. 水質事故等

令和4年10月は3件(水質事故:3件、その他案件:0件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は4件減少しました。

水質事故の事例として、金属防錆加工業者が作業中、工場床面にこぼした油を流水で清掃し、敷地内の側溝に流したため、雨水幹線を通じ河川へ油が流出するという事故が発生しました。

### 4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP: [https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP: [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故(水質事故等含む)担当)

加藤: [katou-k8318@mlit.go.jp](mailto:katou-k8318@mlit.go.jp)

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事務担当)

工内: [kunouchi-y2n4@mlit.go.jp](mailto:kunouchi-y2n4@mlit.go.jp)

杉山: [sugiyama-r29s@mlit.go.jp](mailto:sugiyama-r29s@mlit.go.jp)

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

## 令和4年度 下水道に関する事故発生状況について (令和4年10月末時点)

### 1. 人身事故(総括)

### 2. 維持管理作業事故

### 3. 工事事務

### 4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

### 1.人身事故(総括) (令和4年10月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)						0 (1)	0 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)						21 (22)	21 (38)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)						21 (23)	21 (39)
	累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)						-	-
157工事	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)						5 (3)	5 (6)
	2. 負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)						38 (44)	38 (83)
	合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	8 (13)	7 (7)						43 (47)	43 (89)
	累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	36 (40)	43 (47)						-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)						5 (4)	5 (7)
	2. 負傷事故	4 (12)	8 (6)	5 (9)	12 (2)	8 (14)	11 (14)	11 (9)						59 (66)	59 (121)
	合計	4 (12)	10 (6)	5 (10)	15 (2)	8 (15)	11 (14)	11 (11)						64 (70)	64 (128)
	累計	4 (12)	14 (18)	19 (28)	34 (30)	42 (45)	53 (59)	64 (70)						-	-

※下段( )書きは前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

### 2.維持管理作業事故 (令和4年10月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (1)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (3)	2 (0)	3 (1)						10 (6)
	2. 政令市	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (2)						3 (9)
	3. 一般市	0 (0)	0 (1)	1 (2)	4 (0)	1 (3)	1 (0)	1 (1)						8 (7)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)						21 (23)
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)						1 (1)
	2. マンホール	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)						3 (3)
	3. 処理場	0 (2)	0 (1)	2 (4)	1 (0)	1 (6)	2 (0)	3 (3)						9 (16)
	4. ポンプ場	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)						4 (2)
	5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)						4 (1)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)						21 (23)
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)						0 (1)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)						0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)						21 (22)	
1. 墜落・転落	0 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (0)						5 (5)	
2. はさまれ・巻き込まれ	0 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)						6 (7)	
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)						1 (0)	
4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)						2 (2)	
5. 転倒	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)						1 (4)	
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)						2 (0)	
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
12. 公衆災害	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
14. その他	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)						3 (4)	
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)						21 (23)	

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)						4 (2)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)						4 (2)
	2. 委託先業者	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (3)						16 (21)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)						0 (1)
	②負傷	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (2)						16 (20)
	3. 第三者	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)						21 (23)
累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)						-	-

※( )書きは、前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

維持管理作業事故情報データベース

令和4年10月末時点

NO.	発生日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
10月										
1	R4.10.7	1. 都道府県	処理場	④その他	処理場内における脱硫塔内の脱硫剤交換のため、作業員1人が塔内に立ち入る際、硫化水素濃度が10ppmを下回る必要があるところ、13ppmと超過していましたが、事前に塔内の点検口を開けて換気等を行っていたことから、塔内の濃度が下がるものと考え、再度濃度を確認せずに塔内に立ち入ったことで、硫化水素中毒の疑いにより意識を失った。現場責任者が状況に気づき、心臓マッサージを実施し意識を回復した。	・作業マニュアルを見直すとともに、請負業者から提出される業務計画書の見直し、精査を実施した。 ・本件事業及び再発防止対策については、下水道公社本社より、各支社あてに注意喚起として共有、周知を実施した。	委託先業者	59	男	一時的に意識不明
2	R4.10.23	1. 都道府県	処理場	①墜落・転落	作業員が処理場内の巡回点検時に階段を降りていたところ、地面から4段目の階段を踏み外しバランスを崩し転落した。	・全社員に本事例及び事例を踏まえた危険個所の共有と安全教育を実施した。	委託先業者	36	男	右足首骨折
3	R4.10.27	1. 都道府県	処理場	③飛来・落下	高圧洗浄機により、処理場内の焼却炉を洗浄していたところ、洗浄ホース先端部のノズルが外れ、洗浄ホースが暴れ作業員にぶつかった。作業員は、フェイスシールドによる防護を行っていたが、衝撃でフェイスシールドが破れ、左眼球を負傷した。	・始業前に洗浄ホース先端部のノズルに緩みがないかを必ず確認することとし、機材点検票に記載のうえ現場へ掲示した。	委託先業者	25	男	左眼球打撲、網膜剥離疑い
158	R4.10.28	3. 一般市	その他	①墜落・転落	水路法面の樹木伐採のため、作業員が木に梯子を掛け固定した後、作業位置まで梯子を上り安全帯をかけようとしたところ、バランスを崩して水路法面に落下、そのまま転がって水路へ落ち、背中を打撲した。	・梯子を1段昇る毎に安全帯の補助フックをかけ、落下防止対策を図ることとした。	委託先業者	41	男	背中打撲

■ : 死亡事故 □ : 負傷事故

3. 工事事故  
(令和4年10月末時点)

(単位: 件)

事業主体	工事分類	事故類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
			1. 都道府県	2 (0)	0 (1)	1 (1)	4 (1)	0 (2)	1 (2)	3 (1)					
2. 政令市	3 (6)	3 (3)	2 (4)	4 (4)	2 (9)	2 (9)	1 (3)								17 (38)
3. 一般市	2 (4)	5 (2)	1 (2)	5 (0)	4 (2)	5 (7)	4 (3)								26 (20)
4. 町村	1 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)								4 (2)
5. その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								1 (1)
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)								59 (69)
1. 管きよ開削	4 (6)	6 (2)	3 (6)	7 (4)	2 (7)	7 (12)	6 (6)								35 (45)
2. 管きよ推進	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (2)	0 (0)								7 (5)
3. 管きよシールド	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)								3 (0)
4. 管きよその他	2 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)								4 (6)
5. 処土木建築	0 (1)	1 (1)	1 (0)	2 (0)	1 (2)	0 (1)	1 (0)								6 (5)
6. 処機械電気	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (3)	0 (1)								4 (5)
7. 処その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)								0 (3)
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)								59 (69)
死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)								5 (3)
1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)								1 (2)
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
12-1. 公衆災害(人身)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
14. その他	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)								4 (0)
負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)								38 (44)
1. 墜落・転落	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	2 (3)	2 (0)								9 (4)
2. はさまれ・巻き込まれ	1 (3)	2 (4)	0 (2)	3 (0)	3 (1)	0 (4)	4 (3)								13 (17)
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)								1 (1)
4. 切れ・こすれ	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (1)	1 (0)								3 (4)
5. 転倒	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)								1 (3)
6. 激突	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)								1 (1)
7. 土砂崩壊	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)								2 (3)
8. 交通事故	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)								3 (2)
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (0)
12-1. 公衆災害(人身)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (3)								3 (4)
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)								0 (1)
14. その他	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)								2 (4)
物損事故	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)								16 (22)
12-2. 公衆災害(物損)	4 (2)	2 (1)	3 (3)	4 (4)	1 (6)	1 (5)	1 (1)								16 (22)
合計	8 (10)	8 (6)	5 (9)	14 (5)	7 (13)	9 (18)	8 (8)								59 (69)

(単位: 人)

被災者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 死亡	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)						5 (3)
2. 負傷	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	9 (13)	7 (6)						39 (44)
合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	9 (13)	7 (7)						44 (47)
累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	37 (40)	44 (47)						-

※ ( ) 書きは、前年度(令和3年度)の値  
※ 国土交通省へ報告のあった事故について集計

NO.	発生日月	事故概要			被災者				
		事業主体	工事分類	従事作業	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
1	R4.10.8	2.政令市	1.管きよ開削	人孔鉄蓋及び調整リング撤去作業	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	46	男	右脛骨腓骨開放骨折
2	R4.10.12	1.都道府県	4.管きよその他	測量作業	現場内	1.墜落・転落	23	男	脳挫傷、骨盤骨折
3	R4.10.14	1.都道府県	5.処ボ土木建築	現場監理	現場内	1.墜落・転落	45	男	右脚小腿 骨折の疑い
4	R4.10.15	1.都道府県	1.管きよ開削	汚水樹設置	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管(φ40mm)の破損
5	R4.10.24	3.一般市	1.管きよ開削	土留設置	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	44	男	右足首骨折(全治3か月)
6	R4.10.24	3.一般市	1.管きよ開削	土留設置	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	25	男	右足皮膚欠損
7	R4.10.25	3.一般市	1.管きよ開削	埋戻し	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	50	男	右手薬指 性創
8	R4.10.31	3.一般市	1.管きよ開削	マンホール設置	現場内	4.切れ・こすれ	24	男	右足すね擦過傷

■:死亡事故 □:負傷事故 □:物損事故

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)						23(26)
累計	3(2)	8(5)	14(6)	17(8)	20(13)	20(19)	23(26)						-

[総括]

4.水質事故等  
(令和4年10月末時点)

(単位:件)

発生施設	[内訳]												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 都道府県	1(0)	1(0)	1(0)	0(1)	1(1)	0(0)	0(2)						4(4)
2. 政令市	2(0)	3(2)	2(0)	1(0)	0(2)	0(3)	1(3)						9(10)
3. 一般市	0(2)	1(1)	2(1)	2(1)	2(2)	0(3)	2(2)						9(12)
4. 町村	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)						1(0)
5. その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)						0(0)
合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)						23(26)
1. 管渠	1(2)	1(1)	4(0)	2(1)	0(0)	0(4)	2(3)						10(11)
2. マンホール	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)	0(3)	0(0)	0(2)						1(7)
3. 処理場	1(0)	1(0)	0(0)	1(1)	2(1)	0(0)	0(2)						5(4)
4. ホゾウ場	1(0)	2(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(1)	1(0)						5(3)
5. その他	0(0)	0(1)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)						2(1)
合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)						23(26)
原因者	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)						23(26)
1. 下水道管理者(委託先含む)	3(0)	1(1)	1(0)	0(0)	1(2)	0(1)	0(3)						6(7)
2. 民間事業者(一般人を含む)	0(2)	1(1)	1(1)	2(0)	1(1)	0(1)	2(1)						7(7)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0(0)	3(1)	4(0)	1(2)	1(2)	0(4)	1(3)						10(12)
合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)						23(26)
事故類型	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)						3(0)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)						3(0)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)						1(3)
③ 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0(0)	1(0)	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)	0(1)						3(5)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)						3(5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	2(1)	1(0)	3(1)	2(1)	1(3)	0(1)	0(3)						9(10)
⑥ その他事故(①~⑤以外の事故)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)	0(0)						0(3)
水質事故 合計	3(2)	3(1)	4(1)	3(2)	3(5)	0(4)	3(6)						19(21)
その他案件	0(0)	2(2)	2(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(1)						4(5)
水質事故等 合計	3(2)	5(3)	6(1)	3(2)	3(5)	0(6)	3(7)						23(26)
① 耐用年数経過	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)						0(2)
② 耐用年数以内	1(1)	0(2)	2(0)	1(1)	0(0)	0(3)	0(3)						4(10)
③ 天災等	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)						0(0)
合計	1(1)	0(2)	2(0)	1(1)	0(0)	0(4)	0(4)						4(12)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損壊または設備の故障によるものを集計  
※( )書きは、前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和4年10月末時点

事務連絡  
令和4年11月30日

NO.	発生日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
<b>10月</b>						
1	R4.10.7	3.一般市	ポンプ場	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出 車両の単独事故が発生し、燃料タンクより軽油が漏れ、道路側溝を通じて合流管に流入した。当日は降雨によりポンプ場の雨水ポンプを運転していたことから、河川へ流出した。	・緊急対応として、雨水排水ポンプを一時停止し、放流口と河川の合流点にオイルフェンスを設置し油分の除去を行った。 ・オイルフェンス設置を継続したまま、現地を定点で数日間確認し、油膜、臭気などが河川への流出が停止していることを確認。
2	R4.10.10	3.一般市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出 河川に油が浮いているとの通報を受け、市職員が現地調査を実施し、河川へ合流する雨水幹線より流出していることを確認した。	・緊急対応として、雨水幹線及び河川合流点へ、油吸着シートとオイルフェンスを設置し油分の除去を行った。 ・原因調査を実施したが、原因は特定できなかったため、市広報誌、市HPIにより注意喚起を行なった。
3	R4.10.27	2.政令市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出 雨水幹線に油が浮いているとの通報があり、市職員による原因調査を実施したところ、雨水幹線上流の金属防錆会社が、防錆工程における脱脂分離作業中、油分を工場床面にこぼし、工場床面を流水で清掃した際に、敷地内の雨水側溝に油分を流出させたことが判明した。	・緊急対応として、雨水幹線及び河川合流点へ、油吸着シートとオイルフェンスを設置し油分の除去を行った。 ・原因者である金属防錆会社へ油分等を側溝へ流さないよう指導するとともに、市HPIにより注意喚起を行った。

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当課長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当課長 殿  
(上記、各都道府県経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

令和3年度下水道管路メンテナンス年報の公表について

国土交通省では、下水道管路の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成27年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きい下水道管路については、5年に1回以上の頻度での点検を義務づけています。今般、令和3年度の点検実施状況等を「令和3年度下水道管路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので公表いたします。

令和3年度より2巡目の点検期間となりますが、各下水道管理者におかれましては、下記に改めて留意の上、下水道法上の義務である腐食するおそれが大きい下水道管路における5年に1回以上の頻度での点検について、計画的に実施されるようお願いいたします。また、これまでの点検において異状が確認された箇所については、必要な措置を講じて頂くとともに、緊急性が高いとされた箇所については速やかに対策を実施して頂くようお願いいたします。

記

1. 計画的な点検の実施について

現在策定されている点検実施計画に基づき、計画的に点検を実施いただくとともに、改めて点検対象施設については、「圧送管における自由水面を有する区間での適正な施設管理について」（令和4年9月26日国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）等に留意され、確認をお願いします。

2. 点検により異状が確認された箇所に対する必要な措置（施設対策）について

点検の結果、損傷や腐食その他の異状が確認された箇所については、テレビカメラなどによる調査、診断から劣化の度合いを確認し、緊急度Ⅰとなった箇所については、速やかに措置する等、緊急度判定に従い修繕・改築を実施すること。加えて、これまでに実施した修繕・改築の状況なども勘案し、点検対象施設における腐食対策（防食や発生源対策等）についても検討すること。なお、施設対策の検討、実施にあたっては、「下水道維持管理指針 実務編-2014年版-」（公益社団法人日本下水道協会）や「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き-2016年版-」（公益社団法人日本下水道協会）を参考とされますようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年12月1日

添付資料

- ・ 令和3年度下水道管路メンテナンス年報
- ・ 令和3年度下水道管路メンテナンス年報（概要）

地方整備局等下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課 企画専門官

農林水産省 地方農政局への地方整備局下水道担当者情報の共有について  
（下水汚泥の肥料利用関連）

令和4年9月9日に開催された食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、今後の検討課題の一つに下水汚泥等の未利用資源の利用拡大が掲げられています。国土交通省としても、農林水産省と緊密に連携し、今後下水汚泥資源の肥料利用を大幅に拡大し、肥料の国産化と肥料価格の抑制につなげるべく取り組んでいくこととしています。

これらの動きも受け、農林水産省は12月2日（金）に地方農政局等の次長級会議を開催し、地方農政局が、今後下水汚泥の肥料利用の案件形成に向けた、関係者との連携や、意向があるメーカー、団体への積極的なアプローチ等を図るよう周知を行うとともに、地域の実情を把握している地方整備局と地方農政局の連携、情報共有のため、各地方整備局の下水道担当者の連絡先リストが資料として地方農政局に共有される予定とのことですので、予めお知らせいたします。

今後、各地方農政局から問い合わせがあった場合は、管内で肥料利用に関心のある下水道管理者等の情報共有や必要な助言等について、積極的にご協力いただけますと幸いです。

本件について、ご質問等がございましたら、下記の問い合わせまでご連絡ください。

問い合わせ先

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 末久、藤岡  
TEL:03-5253-8427（内線：末久 34122, 藤岡 34164）  
E-mail : [suehisa-m92ta@mlit.go.jp](mailto:suehisa-m92ta@mlit.go.jp), [fujioka-m2wv@mlit.go.jp](mailto:fujioka-m2wv@mlit.go.jp)



事務連絡  
令和4年12月6日

総行第331号  
国不入企第34号  
令和4年12月5日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令市下水道担当部長 殿  
（上記 各地方整備局等経由）  
各市町村下水道担当部長 殿  
（上記 各都道府県経由）  
日本下水道事業団事業統括部事業調整課長 殿

各都道府県知事 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会議員 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市市長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会議員 殿  
（議会事務局扱い）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

総務省自治行政局長  
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

国土交通省不動産・建設経済局長  
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

この度、別添のとおり、総務省自治行政局長及び国土交通省不動産・建設経済局長より公共工事の円滑な施工確保に関して通知が発出されておりますので、参考送付いたします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年11月28日閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付け総行第158号・国不入企第16号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本要請に即した措置が適切に講じられるよう改めて

庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

加えて、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」（令和2年12月23日付け総行第317号・国不入企第29号）を踏まえ、都道府県公契連を通じた総務省及び国土交通省による市区町村等への働きかけ等について、引き続き、ご協力をよろしく申し上げます。

## 記

### 1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

### 2. 適正な価格による契約について

#### (1) 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を

締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）
- ・「公共工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和3年4月23日付け国不入企第6号）

なお、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。

#### (2) ダンピング対策の強化について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。

特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

#### (3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適

切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。

#### (4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針(設計変更ガイドライン)の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

#### 3. 適正な工期設定について

「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告)等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。特に、令和6年度より労働基準法(昭和22年法律第49号)の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、発注者として、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提

とした工期を設定すること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

なお、工期の設定に当たって考慮した内容については、適切に設計図書に反映し、明示するよう努めること。

#### 4. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

- 積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
  - ・民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
  - ・独自調査(民間調査会社等に委託する場合を含む。)を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
  - ・個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
  - ・調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
- 工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。
- 今後契約する工事については、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項(公共工事標準請負契約約款第26条)を設定するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

#### 5. 施工時期の平準化について

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事

の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図ること。

その際、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）」（令和2年9月3日付け総行第226号・国不入企第12号）を踏まえ、財政部局のほか、農林や教育など土木以外の部局を含め、各発注担当部局が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

## 6. 技術者・技能者等の効率的活用について

### (1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

### (2) 技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日付け国不建第130号）における趣旨や、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監理技術者の専任義務及び主任技術者の配置義務等の工事現場の技術者に関する規制を踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日付け国土建第309号）も参考に、適切に対応すること。

### (3) JV制度の活用について

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用に当たっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。

また、令和4年5月20日に、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興J

V」という。）が共同企業体運用準則に新たに位置づけられているので、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。その際、共同企業体運用準則のほか、「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日付け国不入企第24号）にて復旧・復興JVの取扱いについて通知しているところであるので、これに基づき適切に運用すること。

## 7. 入札契約手続の迅速化等について

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

## 8. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和4年8月26日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

## 9. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な

実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

#### 10. 就労環境の改善について

令和4年12月2日に成立した令和4年度第2次補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和4年2月18日付け国不入企第35号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）及び「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行行第419号・国不入企第33号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や請負代金内訳書における法定福利費の明示の取組等により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

#### 11. 地域の建設業団体等との緊密な連携について

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

#### 12. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

各都道府県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当局長 殿  
（各地方整備局等建政部等経由）  
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿  
独立行政法人 都市再生機構都市再生部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長  
下水道事業課長

年末年始におけるテロ対策の徹底について

国土交通省ではテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところでありますが、本年7月には安倍元総理襲撃事案も発生しており、令和5年にはG7広島サミットの開催も控えているところ、テロ対策について引き続き万全を期する必要があることを踏まえ、別紙のとおり事務次官より周知依頼がありました。

つきましては、年末年始（令和4年12月10日～令和5年1月10日）に下水道管理者が管理する見学施設や公開エリア等の入出が予想される施設を中心にテロ対策の徹底を図るとともに、下水道施設における巡視・点検等、施設や工事現場の管理に万全を期すよう、よろしく願いいたします。

各都道府県におかれては、この旨、管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

国官危管第45号  
令和4年12月8日

事務連絡  
令和4年12月13日

水管理・国土保全局長 殿

各都道府県下水道担当課長 殿  
各指定都市下水道担当課長 殿  
(地方整備局等 下水道担当課経由)

国土交通事務次官  
(公印省略)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課 企画専門官

### 令和4年度「下水道人材育成研修(第2弾)」について(案内)

#### 年末年始におけるテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところである。

本年7月には安倍元総理襲撃事案も発生しており、令和5年にはG7広島サミットの開催も控えているところ、テロ対策について引き続き万全を期する必要がある。

また、年末年始(令和4年12月10日～令和5年1月10日)においては、輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等に多数の人が集まると予想される。

行事、催物等に多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットがテロの標的として狙われる傾向にあることに留意し、年末年始期間中における、交通機関、交通関係施設、人出が予想される施設、及び重要施設の警戒・警備並びに旅行者等の安全確保について、改めて所管の分野においてテロ対策の徹底を図るよう周知されたい。

近年、都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大しています。また、最大震度7を記録した北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風では、ブラックアウトや広域長期停電が発生し、直接的な被害がなかった地域や施設においても、下水道機能維持のための非常電源の燃料不足など、新たな課題を露呈しています。一方、下水道施設を管理する地方公共団体においては、人口減少による下水道使用料収入の減少や、下水道職員の減少による技術力の低下が懸念されています。これらの課題の解決に資するべく、知識やスキルの定着を目的として標記の研修を実施します。

貴団体におかれましては、研修の内容を確認いただき、積極的に参加いただきますようお願いいたします。

研修の実施は日本下水道事業団に委託しており、申込みや研修に関するお問い合わせは委託先の日本下水道事業団研修センターまでお願いします(別添募集要項参照)。

※下水道人材育成研修(第1弾)は、令和4年10月18日に事務連絡を發出、①アセット DX、②広域化・共同化、③流域治水・浸水対策に関する研修を行いました。今回の第2弾は「①官民連携、②地震対策 ③脱炭素・資源利用 ④広報・人材育成、⑤BCP」について研修を行います。

[以下都道府県あて] 貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

(担当)  
国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課 企画調整係長 大森  
TEL 03-5253-8111 (内線 34133)

(別添)

### 令和4年度「下水道人材育成研修」の募集要項

#### ①応募方法

- ・申込フォームリンク先：<https://forms.office.com/r/fKUBExi9Qk>
- ・申し込みの締め切り 令和5年1月6日(金)  
(希望者多数の場合、期日前に締め切る場合があります。)  
※セキュリティの関係により上記のフォームへ接続できない場合は、下記の問い合わせ先へご連絡願います。

(問い合わせ先)

日本下水道事業団研修センター  
研修企画課 三浦  
TEL 048-421-2692  
E-mail: [js-kensyu.c@jswa.go.jp](mailto:js-kensyu.c@jswa.go.jp)

#### ②研修内容

別紙1のとおり

(別紙1)

### 令和4年度「下水道人材育成研修」 ～オンライン開催～

- 1 対象者 地方公共団体職員で、下水道に関する業務を担当しており、近年の下水道施策や取組事例に関心のある方
- 2 目標 国の施策動向や先進自治体の事例を学び、下水道事業を推進するための知識の習得を目標とします。
- 3 日程 

①	1月19日(木)	(テーマ 官民連携)
②	1月20日(金)	(テーマ 地震対策)
③	1月26日(水)	(テーマ 脱炭素・資源利用)
④	1月31日(火)	(テーマ 広報・人材育成)
⑤	2月1日(水)	(テーマ BCP)
- 4 定員 各回でのPC接続台数を400台までとします。  
PC1台当たりの参加者数に制限は設けません。

5 カリキュラム（予定）

① 【官民連携】 1月19日（木）

教科名	時間	内容
オリエンテーションと教科内容の説明	13:20～13:30	
事例紹介（コンセッション導入）	13:30～14:45	下水道事業におけるコンセッション方式導入事例について先進自治体より情報を得る。
事例紹介（管路包括）	14:55～16:10	管路施設における包括的民間委託について先進自治体より情報を得る。
官民連携の施策動向	16:20～17:10	下水道分野における官民連携に関する最新の国の動向について理解を深める。 ※本講義については、受講前に動画を見ていただき、その内容に関する質疑を予定しています。

② 【地震対策】 1月20日（金）

教科名	時間	内容
オリエンテーションと教科内容の説明	13:20～13:30	
事例紹介（地震対策）（1）	13:30～14:45	地方公共団体における震災の経験及びその後の地震対策の事例に関する情報を得る。
事例紹介（地震対策）（2）	14:55～16:10	地方公共団体における震災の経験及びその後の地震対策の事例に関する情報を得る。
災害（地震）に関する施策動向	16:20～17:00	地方公共団体における震災の経験及びその後の地震対策の事例に関する情報を得る。 ※本講義については、受講前に動画を見ていただき、その内容に関する質疑を予定しています。

③ 【脱炭素・資源利用】 1月26日（木）

教科名	時間	内容
オリエンテーションと教科内容の説明	13:20～13:30	
事例紹介（脱炭素・資源利用）（1）	13:30～14:45	地方公共団体における脱炭素・資源利用についての取り組み事例に関する情報を得る。
事例紹介（脱炭素・資源利用）（2）	14:55～16:10	地方公共団体における脱炭素・資源利用についての取り組み事例に関する情報を得る。
脱炭素・資源利用に関する施策動向	16:20～17:00	下水道における脱炭素・資源利用（肥料利用含む）に関する最新の情報を得るとともに、国の各種支援施策について理解を深める。 ※本講義については、受講前に動画を見ていただき、その内容に関する質疑を予定しています。

④ 【広報・人材育成】 1月31日（火）

教科名	時間	内容
オリエンテーションと教科内容の説明	13:00～13:10	
広報の要点について	13:10～14:10	広報の理論・概念について理解を深める。 （専門の派遣講師が実施）
広報に関する事例紹介	14:20～15:00	下水道事業における地方公共団体の広報の事例について情報を得る。
人材育成の要点について	15:10～16:10	人材育成の理論・概念について理解を深める。 （専門の派遣講師が実施）
人材育成に関する事例紹介	16:20～17:00	下水道事業における地方公共団体の人材育成事例について情報を得る。

⑤ 【BCP】 2月1日（水）

教科名	時間	内容
オリエンテーションと教科内容の説明	13:20～13:30	
事例紹介（被災事例）	13:30～14:45	地方公共団体における被災の実経験の事例に関する情報を得る。
事例紹介（被災対応・BCP訓練）	14:55～16:10	地方公共団体におけるBCP事例に関する情報を得る。
BCPに関連する施策動向	16:20～17:00	BCPをはじめとした災害対応全般に関する最新の情報を得るとともに、国の各種支援施策について理解を深める。 ※本講義については、受講前に動画を見ていただき、その内容に関する質疑を予定しています。

※上記、①～⑤のカリキュラムは予定であり、変更する場合がございます。

6 受講形態 Zoomを使用したオンライン開催

・受講に必要なPC等は受講者各自でご準備ください。

7 受講料 無料

8 各施策動向に関する動画視聴

・各施策動向に関する動画については、現在配信中です。  
動画視聴にあたっては、研修申し込みの際に記入いただいたメールアドレスへ、視聴用サイトのURL及び視聴に必要なユーザーID・パスワードがメールにて送信されますので、必ず研修日前までにご視聴願います。  
※【広報・人材育成】については、事前の配信動画はございません。

- ・各施策動向に関する動画の内容について質問事項がある場合、動画視聴についてのアンケートの中に質問を書き込む項目がありますのでそちらにご記入ください。研修当日の各施策動向に関する講義の中で時間の範囲内で回答する予定です。なお、質問内容（講義の趣旨にそぐわない等）やアンケートへの回答時期によっては、質問に回答できない場合もありますのでご了承ください。

## 9 その他

- 1) 同一地方公共団体からのPC接続台数は各回3台以内とします。  
(応募者多数の場合台数の調整をさせていただく場合があります。)
- 2) 先着順にて受講団体を決定します。
- 3) 録音、録画等につきましては、固くお断りいたします。
- 4) 受講証明書等は発行できません。

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当部長・課長  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業調整課長  
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全部  
下水道企画課  
管理企画指導室企画専門官  
下水道事業課  
事業マネジメント推進室課長補佐

### 下水道セーフティネット NO. 253 について (令和4年11月分)

#### 1. 維持管理作業事故

令和4年11月は1件(死亡:0件、負傷:1件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件減少しました。

負傷事故の事例として、処理場内において、日常巡視点検中の作業員が反応水槽の酸素濃度を測定するため、水槽のグレーチング蓋を外した際、バランスを崩しグレーチング蓋とともに槽内に転落する事故が発生しました。

#### 2. 工事故

令和4年11月は10件(死亡:0件、負傷:8件、物損:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件減少しました。

負傷事故の事例として、ダンプトラックの後方でバックホウが舗装版の取り壊し作業中、下請けの現場代理人がバックホウとダンプトラックの間で写真撮影の準備をしていたところ、後退してきたバックホウの排土板とダンプトラックの荷台に挟まれる事故が発生しました。

#### 3. 水質事故等

令和4年11月は3件(水質事故:3件、その他案件:0件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総件数は1件増加しました。

水質事故の事例として、マンホールポンプ場において、制御盤の故障により汚水の流下機能が停止したため、マンホールから汚水が溢水する事故が発生しました。

#### 4. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地

方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP：[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

(担当・問い合わせ先)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室(維持管理事故(水質事故等含む)担当)

加藤 : katou-k8318@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428(直通) FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室(工事事務担当)

工内 : kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

杉山 : sugiyama-r29s@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431(直通) FAX:03-5253-1597

令和4年度

下水道に関する事故発生状況について

(令和4年11月末時点)

1. 人身事故(総括)
2. 維持管理作業事故
3. 工事事務
4. 水質事故等

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部

2.維持管理作業事故  
(令和4年11月末時点)

(単位:件)

1.人身事故(総括)  
(令和4年11月末時点)

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	11月までの集計	年度合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)					0 (1)	0 (1)
	2. 負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)					22 (24)	22 (38)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)					22 (25)	22 (39)
	累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)					-	-
172工事	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)					5 (4)	5 (6)
	2. 負傷事故	4 (8)	4 (5)	2 (5)	7 (1)	6 (6)	8 (13)	7 (6)	8 (8)					46 (52)	46 (83)
	合計	4 (8)	6 (5)	2 (6)	10 (1)	6 (7)	8 (13)	7 (7)	8 (9)					51 (56)	51 (89)
	累計	4 (8)	10 (13)	12 (19)	22 (20)	28 (27)	36 (40)	43 (47)	51 (56)					-	-
合計	1. 死亡事故	0 (0)	2 (0)	0 (1)	3 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)					5 (5)	5 (7)
	2. 負傷事故	4 (12)	8 (6)	5 (9)	12 (2)	8 (14)	11 (14)	11 (9)	9 (10)					68 (76)	68 (121)
	合計	4 (12)	10 (6)	5 (10)	15 (2)	8 (15)	11 (14)	11 (11)	9 (11)					73 (81)	73 (128)
	累計	4 (12)	14 (18)	19 (28)	34 (30)	42 (45)	53 (59)	64 (70)	73 (81)					-	-

※下段( )書きは前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
事業主体	1. 都道府県	0 (1)	2 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (1)						10 (7)
	2. 政令市	0 (2)	2 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (1)						3 (10)
	3. 一般市	0 (0)	0 (1)	1 (2)	4 (0)	1 (3)	1 (0)	1 (1)	1 (0)						9 (7)
	4. 町村	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (1)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)						22 (25)	
発生施設	1. 管渠	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)						1 (1)
	2. マンホール	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)						3 (3)
	3. 処理場	0 (2)	0 (1)	2 (4)	1 (0)	1 (6)	2 (0)	3 (3)	1 (2)						10 (18)
	4. ポンプ場	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						4 (2)
	5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)						4 (1)
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)						22 (25)	
事故類型	死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)						0 (1)
	1. 墜落・転落	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)						0 (1)
	2. はさまれ・巻き込まれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	5. 転倒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	12. 公衆災害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	14. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
負傷事故	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (3)	1 (2)						22 (24)	
1. 墜落・転落	0 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)						6 (5)	
2. はさまれ・巻き込まれ	0 (1)	1 (0)	1 (1)	3 (1)	0 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (2)						6 (9)	
3. 飛来・落下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)						1 (0)	
4. 切れ・こすれ	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)						2 (2)	
5. 転倒	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)						1 (4)	
6. 激突	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						2 (0)	
7. 土砂崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
8. 交通事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
9. 感電	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
10. おぼれ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
11. 火災・爆発	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
12. 公衆災害	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)	
13. 作業車両の横転	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)	
14. その他	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)						3 (4)	
合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)						22 (25)	

(単位:人)

被災者数	1. 自治体職員	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)					4 (2)	
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					0 (0)	
	②負傷	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)					4 (2)	
	2. 委託先業者	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (3)	1 (2)					17 (23)	
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)					0 (1)	
	②負傷	0 (3)	3 (1)	3 (4)	2 (1)	2 (8)	2 (1)	4 (2)	1 (2)					17 (22)	
	3. 第三者	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)
	①死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						0 (0)
	②負傷	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						1 (0)
	合計	0 (4)	4 (1)	3 (4)	5 (1)	2 (8)	3 (1)	4 (4)	1 (2)						22 (25)
累計	0 (4)	4 (5)	7 (9)	12 (10)	14 (18)	17 (19)	21 (23)	22 (25)						-	-

※( )書きは、前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計